

審査基準（公表用）

様式第3号  
 所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	移植の許可			根拠条項	第42条第1項		
審査基準	次の各号の一に該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系及び農林水産業に係る被害を及ぼす恐れがあるもの</li> <li>・内水面漁場管理委員会が不適切と認めるもの</li> </ul>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日